

訪問介護事業所 各位

みよし広域連合介護保険センター所長

【公 印 省 略】

総合事業・訪問型サービス従前相当サービスの運用見直しについて（周知）

日頃より、介護保険行政にご理解ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2017年から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が開始され現在まで皆様の尽力がありサービスの提供が実施されてきております。その中で、利用者のニーズやサービス提供体制等も変化してきており、この度、総合事業・訪問型サービス従前相当サービスの運用について、下記のとおり見直しを実施いたします。内容について、ご確認をお願い申し上げます。

記

○運用内容（総合事業 訪問型サービス従前相当）

	現状	見直し後
サービス内容	身体介護および身体介護を伴う生活援助	身体介護および生活援助（身体介護を主とし、一体的に生活援助を提供する）

※現状の運用では、身体介護を行った後、身体介護を伴わない生活援助を提供する場合、従前相当と緩和型サービスAの両方を算定する必要がありますが、見直し後は、身体介護を主とし、一体的に生活援助を提供する場合は従前相当サービスのみでの算定が可能になります。

○見直し後の運用開始予定

令和8年10月1日から

※その他のサービスについては従来どおりです。

内容等について、質問等ございましたら下記までご連絡ください。

○問い合わせ先

みよし広域連合介護保険センター地域支援係

TEL：0883-76-0030

Mail：kaigo@union.miyoshikouiki.lg.jp